

廃棄物最終処分場における排水基準等の見直しについて

背景

- ① **水質汚濁防止法施行規則**において定める地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「**六価クロム化合物**」について、0.05 mg/L から **0.02 mg/L**に改めた。(R6.4.1施行)
- ② **排水基準を定める省令**において定める排水基準のうち、「**六価クロム化合物**」に係る許容限度を0.5 mg/L から **0.2 mg/L**に改めた。(R6.4.1施行)
※ 食品安全委員会において、六価クロムのTDIが 1.1µg/kg 体重/日と評価されたことを受けて、水道水質基準の基準値が 0.05mg/Lから 0.02mg/Lに改正された。
- ③ **排水基準を定める省令**において定める排水基準のうち、「**大腸菌群数**」を「**大腸菌数**」に改め、同項目に係る許容限度を 3,000 個/cm³から **800 CFU (コロニー形成単位) /mL**に改める。(R7.4.1施行)
※ 大腸菌数は糞便汚染の指標として適当であり、また、簡便に検出する技術が確立されたことから、水道水質基準の指標が大腸菌群数から大腸菌数に改正された。

最終処分場の排水基準等の改正も併せて対応が必要ではないか。

検討事項

- ① **廃棄物最終処分場における排水基準等の見直し【六価クロム化合物、六価クロム及び大腸菌群数】**
 - 廃棄物最終処分場の地下水の基準
 - 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水及び保有水等（浸出水）の基準
 - 産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準

⇒ **一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の改正へ**
- ② **し尿処理施設における技術上の基準（放流水の水質基準）の見直し【大腸菌群数】**

⇒ **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正へ**

廃棄物最終処分場における排水基準等の改正案

① 「六価クロム化合物」の改正案（六価クロムとしての値）

	改正前	改正後
・ 放流水基準 （一般廃棄物、産業廃棄物管理型） ・ 保有水基準 （一般廃棄物、産業廃棄物管理型）	0.5mg/L	0.2mg/L

② 「六価クロム」の改正案

	改正前	改正後
・ 地下水基準（共通） ・ 浸透水基準（産業廃棄物安定型）	0.05mg/L	0.02mg/L

③ 「大腸菌群数」の改正案

	改正前	改正後
・ し尿処理施設の技術上の基準		
・ 放流水基準 （一般廃棄物、産業廃棄物管理型） ・ 保有水基準 （一般廃棄物、産業廃棄物管理型）	大腸菌群数 3,000 個/cm ³	大腸菌数 800 CFU/mL